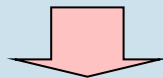


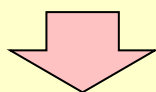
- 抵当権は、住宅ローンの借入れ時に担保として自宅に設定されています。
ご完済には、皆さまによる抵当権抹消登記手続きが必要となります。

もしも抵当権抹消登記のお手続きをしなかったら…



将来、登記のお手続きに支障がでます。

- ① 物件のご売却やお建て替えをする際に支障をきたす場合がある。
- ② 相続が発生した際に登記のお手続きが煩雑になる。
- ③ 抵当権抹消登記のお手続きに必要な書類は再発行ができないため、万一、紛失した場合は、余分な費用や時間がかかる。

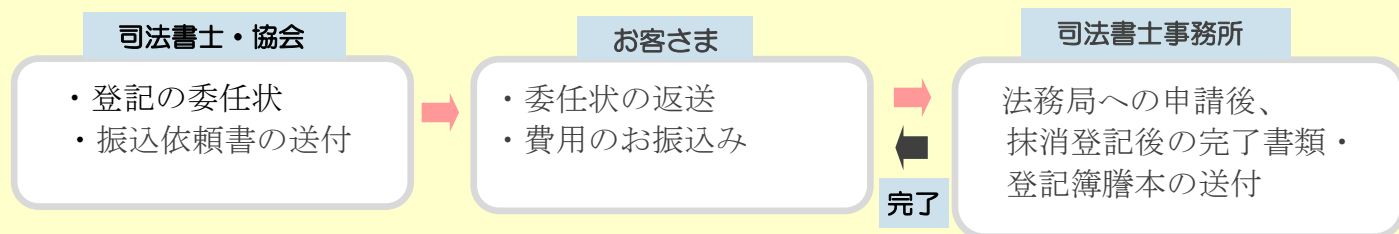


この機会に登記のお手続きをされる皆さまに

！ 司法書士事務所をご紹介するサービスをご案内しています。

- 抵当権の抹消登記手続きを安心かつ確実に手続きを行う司法書士事務所をご紹介するサービスです。是非、この機会にご検討ください。

■ お手続きの主な流れ



司法書士事務所ご紹介サービスのご案内

サービスの特長



費用は、低めに設定されています。

抵当権抹消登記手続きは、登録免許税や司法書士事務所の報酬等の費用がかかります。実際にかかる金額は、後日、お客さまへ登記書類と共に請求書を郵送いたします。

【金額のご参考】：不動産 土地1筆・建物1筆の場合⇒ 諸経費を含め17,000円～19,000円



協会以外のローンの抹消手続きも一緒にでき、費用もお得です。

協会ローン以外の住宅ローンを完済されますと同様に抵当権の抹消登記が必要となります。抹消登記のお手続きをひとつにまとめることで登記事項証明書の取得や郵送代の費用を軽減することができ、お得です。



手続きは簡単・便利です。

全て郵送でお手続きができ、お客さまが法務局へ出向く必要がありません。
また、費用のお支払いも簡単です。

【お申込み方法】

■司法書士事務所 ご紹介サービス

のご利用希望者は、
『**線上完済依頼書**』の
中段にある **（利用する）**
を○で囲んでください。

該当の完済理由をマルで囲んでください。

完済理由	① 資金余裕	利用する	【年住協エグジットサービス(司法書士事務所のご紹介)】を司法書士事務所に個人情報を提供することに同意した上で利用します。
	【預貯金 退職金 他】	(希望者は○印)	
	② 借換え	お借入者以外の方が抵当権抹消登記書類のお受取りを希望される場合、下記の代理受領欄にご記入下さい。	
完済区分		完済日	
新住所 (上記住所と異なる場合)	〒 - (上記住所と異なる場合は、必ずご記入ください。)		
	日中ご連絡のとれるお電話番号 -		

【ご注意いただきたい事項】

●抵当権抹消登記書類を司法書士事務所へ送付するにあたり、お客さまの氏名、住所、電話番号等の個人情報を提供することになります。その旨ご同意くださいますようお願いいたします。●ご利用を希望される方には登記に必要な書類、返信用封筒と費用の振込依頼書を送付します。書類の返送、費用のお振込み後1ヶ月程で抹消登記が完了します。●抹消登記以外に必要な登記がある場合は、別途費用が発生します。

◆◆ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。◆◆



一般財団法人年金住宅福祉協会（略称：年住協）
年住協サポートサービス担当：大澤・阿部
TEL 03-3501-4761
(平日9:00~17:00)
〒105-0003 東京都港区西新橋1-10-2
住友生命西新橋ビル2階

年金住宅融資のご利用ありがとうございました。

ご完済にあたり

抵当権抹消登記のお手続きが必要です。

同封の『完済依頼書』は
必ずご返送ください。

抹消登記サポートサービスのご案内

お問い合わせは 年住協サポートサービス担当 大澤・阿部まで
03-3501-4761 【受付時間】平日9:00~17:00

ココから
おめぐりください

